

# 小さな掛け金大きな補償 交通災害等共済にご加入を

申問 生活環境課 ☎49 3111 (内線247)



15年度(4月1日～16年3月31日)の「交通災害共済」「不慮の災害共済」の加入を受付中です。

この共済は市民のかたであれば、どなたでも加入できます。

交通災害共済・掛け金 400円  
満75歳以上のかた(昭和3年4月1日以前生まれ)は無料で加入できます(申し込みが必要です)  
不慮の災害共済・掛け金 600円

申し込み方法

申込用紙に必要事項を記入し、市役所生活環境課またはお近くの出張所で手続きしてください。

# ご準備ください 国民健康保険の変更手続き

申問 市民課 ☎49 3111 (内線229)

任意継続保険から国民健康保険に加入する場合  
届け出できる期日

任意継続保険証に記載されている資格喪失予定日以降  
手続きに必要なもの

届け出するかたの印鑑

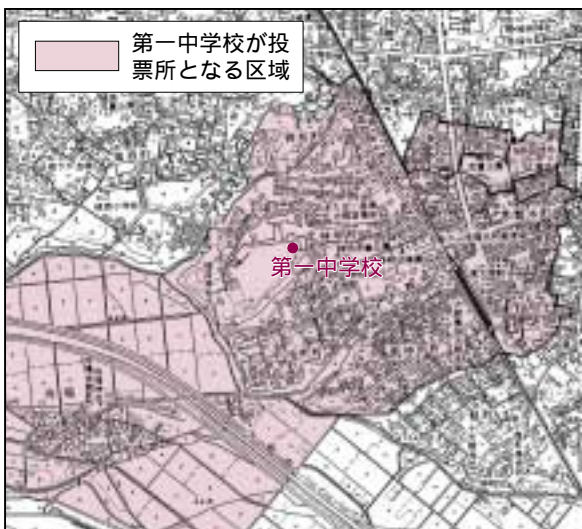
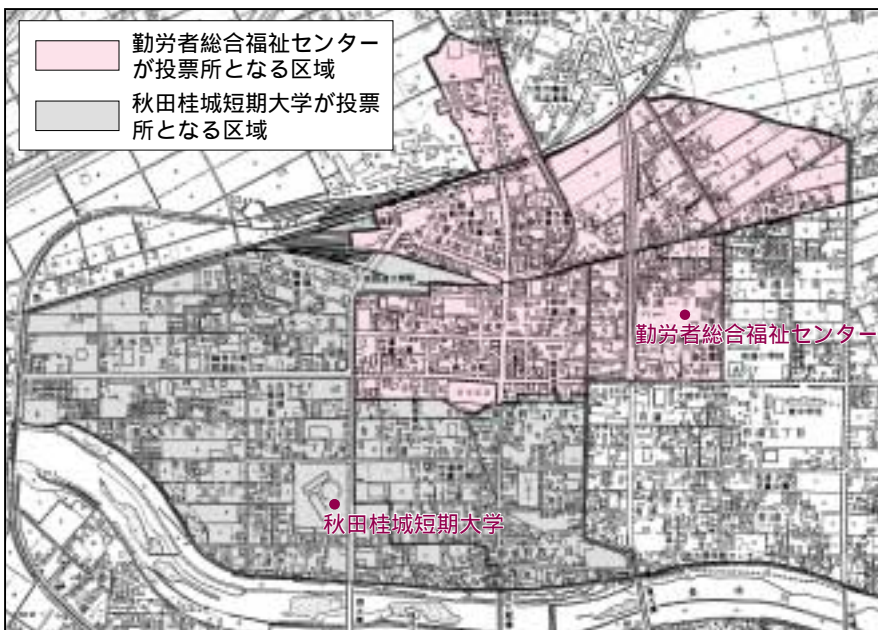
任意継続保険証(無い場合は、資格喪失証明書)  
退職者医療制度に該当するかたは、年金証書(被保険者期間と受給権発生日が記載されているもの)  
家族に国民健康保険加入者がいるかたは、その保険証

老人保健医療、福祉医療等の対象となるかたはその受給者証

修学のため転出し、保険証を分ける場合

修学のため保険証を分ける場合は、親元の保険証と印鑑、15年4月以降に発行された在学証明書を  
持参してください。

継続更新には、親元の保険証、分けた保険証と印鑑が必要です。



変更となる行政町内	変更後の投票所
御成町1丁目1区～4区、 御成町2丁目、中道、御成町市営住宅、中道1区、上袋町、東成町、有浦1丁目	勤労者総合福祉センター (サンクレア大館) 多目的ホール
御成町3丁目、4丁目	秋田桂城短期大学正面玄関ホール
新富町、寺町、仲見世	第一中学校第2体育館

## 重度の障害者は郵便投票ができます

対象となる身体障害者・戦傷病者

- ①両下肢、体幹、移動機能のいずれかの障害が1、2級または特別項症から第2項症までのかた
  - ②心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸・小腸のいずれかの障害が、1、3級又は特別項症から第3項症までのかた
- 事前に手続きが必要です。ご連絡ください。



今春に予定されている統一地方選挙(4月13日県議会議員選挙、27日市長・市議会議員選挙)から、市内の投票区域と投票所の一部が変わります。  
入場券に投票所を明記します。

選挙管理委員会 ☎49 3111 (内線296)

投票区域と投票所が変わります